

募集要項

1 目的

大分県では、特別高圧電気料金の高騰の影響を受ける中小企業の負担を軽減するため、当該中小企業が支払った電気代に対し、補助金を交付します。本競技は、補助金の受付・審査業務を委託するために実施するものです。

今回の補助金では、主に特別高圧で受電する施設に入居している中小企業（テナント）からの問合せや申請が多くなることが想定されますが、施設やテナントによって、電気料金の契約形態やメーターの設置状況等が異なることに加え、対象となるテナント数の把握が難しいことから、想定を上回る問合せ・申請件数となる可能性があります。

そのため、企画提案方式により広く公募し、類似業務の実績等を踏まえ、様々な問合せ・申請に対して柔軟に対応できる委託先を選定します。

2 競技に付する事項

(1) 業務名

大分県特別高圧電気価格激変緩和対策事業費補助金受付・審査委託業務

(2) 契約内容

別紙「大分県特別高圧電気価格激変緩和対策事業費補助金受付・審査委託業務仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和8年8月31日（月曜日）まで

(4) 限度額

8,000千円（消費税相当額を含む）を上限とする。

3 応募資格

応募資格を有する者は、次に掲げる（1）から（8）までの要件全てに該当する者とします。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合があります。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。

（2）大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得している者であること。

（3）本事業を受託できる財政的健全性を有していること。

（4）業務の遂行にあたり、十分な能力及び実績を有していること。

（5）県との情報共有に必要な通信施設の設備を保有し、常時連絡が取れる体制が整っていること。（インターネット接続環境があることを前提とする。）

（6）宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者ではないこと。

（7）特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする者ではないこと。

（8）自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ③ 暴力団員が役員となっている事業者
- ④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- ⑤ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- ⑥ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
- ⑦ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- ⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 提案競技への応募に関する手続き

（1）本募集要項及び様式の交付期間及び交付方法

ア 交付期間（公募期間）

令和8年1月7日（水）から令和8年1月21日（水）までとします。

イ 交付方法

大分県庁ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/14340/tokubetsukoatsu712.html>

（2）企画提案書等の提出

ア 提出期限

令和8年1月21日（水）17時（必着）までとします。

イ 提出先

大分県商工観光労働部産業GX推進室 産業GX推進班

電話番号：097-506-3271／電子メール：a14340@pref.oita.lg.jp

ウ 提出資料

以下の書類を提出してください。

① 企画提案競技参加申込書（様式1）

② 企画提案書（様式2）

提案書の作成にあたっては、専門的な知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい内容としてください。また、専門用語を用いるときは注釈を付してください。

③ 事業者（団体）概要（様式3）

④ 見積書（任意様式）

⑤ 誓約書（様式4）

⑥ その他

企画提案内容の補足説明のため、必要に応じて資料（任意様式）を提出してください。

エ 提出方法

電子メール（P D F形式）にて提出してください。資料送付後、電話にて受取確認を行ってください。

(3) 質疑応答

- ・提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、質問書（様式5）を提出してください。
- ・質問書は、電子メールで受け付けます。質問書を提出した場合は、提出した旨を下記質問提出先まで電話で連絡してください。
- ・質問に対する回答は、1月19日（月）12：00までに上記大分県庁ホームページに掲載します。

ア 質問書の提出期限

令和8年1月15日（木）17時（必着）までとします。

イ 質問提出先

大分県商工観光労働部産業GX推進室 産業GX推進班

電話番号：097-506-3271／電子メール：a14340@pref.oita.lg.jp

ウ その他

質問の回答事項については、本募集要項及び仕様書の追加又は修正とみなします。

(4) 辞退

企画提案競技参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式6）を提出してください。

5 審査基準及び結果通知

(1) 審査基準

審査会においては、上記4の提出書類に基づき以下の基準により書類審査を行い、最も評価の高い者を実施主体として選定します。

①実施体制・業務遂行能力（配点50/100）

- ・業務を遂行するにあたり、実施体制が整っているか。（配点10）
- ・これまでの事業実績等から、本業務を着実に実行することが期待できるか。（配点20）
- ・問合せや申請を正確かつ効率的に処理するための工夫がなされているか。（配点10）
- ・事業全体のスケジュールは妥当か。（配点10）

②所要経費（配点50/100）

- ・所要経費の積算根拠や金額は妥当で、費用対効果に優れているか。（配点50）

※価格点の算定式=〔0.6 - {((①提案見積書に記載された金額-②提案見積書に記載された金額(全申請者)の平均)/②提案見積書に記載された金額(全申請者)の平均)}〕×価格配点50

(下線部の値が、負の値になるときは「0」とし、1を超えるときは「1」とする)

※採択基準：審査会での採点結果が6割以上のものを対象とします。

(2) 結果通知

審査結果については、提案競技参加者全てに書面で通知します。なお、審査結果に関する問い合わせ、異議申立ては受け付けません。

6 その他

(1) 失格事項

次の各号のいずれかに該当する者は、失格とします。

- ア 提案競技参加申込書等に虚偽の記載をした者
- イ 見積価額が、「2 競技に付する事項」(4) の限度額を上回る者（ただし、限度額を上回る部分を提案者が負担する場合は除く。）
- ウ 企画提案競技参加申込書等の提出期限の日において応募資格がなく提案書等を提出した者又は企画提案競技参加申込書等の提出期間の日から契約の前日までの間に、「3 応募資格」に定める応募資格を有しなくなった者
- エ 提案競技参加申込書等の作成、留意事項、提出方法及び提出期間に適合しない者
- オ その他、提案競技審査会が不適格と認めた者

(2) 事業実施に関する留意事項

- ・最優秀提案者が決定次第、提案内容を元に事業の運営、実施体制等について協議を行い、調整が整い次第、速やかに契約手続を行います。
- ・事業実施にあたっては、大分県商工観光労働部産業GX推進室と協議のうえ進めるものとします。

(3) 費用負担に関する留意事項

- ・提案書等の作成、提出等の本企画提案競技参加に係る費用は、応募者の負担とします。
- ・提出された企画提案書等は返却しません。なお、企画提案書等は本企画提案競技以外には使用しません。

7 問い合わせ先

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

大分県商工観光労働部産業GX推進室 産業GX推進班

電話番号：097-506-3271／電子メール：a14340@pref.oita.lg.jp